

# 想いをつなぐ架け橋 りそなの遺言信託

大切な財産を大切な人へ  
あなたの「想い」をつないでみませんか？

相続が「争族」にならないための事前準備は大切です。

このような方に…

お子さまが  
いらっしゃらない方

お子さまが  
2人以上いらっしゃる方

企業経営等で  
事業を特定の人に  
継がせたい方

再婚された方

法定相続人が  
いらっしゃらない方

遺言書の作成には手間がかかる上、書類の不備などでせっかくの遺言書が無効となってしまう場合もあります。



りそなの遺言信託なら、遺言書を作る段階から遺言の執行まで様々なサポートを行い、面倒な事務手続きもりそな銀行がお手伝いしますので、不慣れな方、多忙で時間がとれない方も安心です。

## りそなの遺言信託のご紹介

### ■ 執行コース(一般型)

#### 基本コース

遺言についての事前のご相談・作成・保管・執行まで一連のサービスが利用できます。

オ  
ス  
メ

#### オプションコース

基本コースと同じサービスが利用できます。さらに、ご契約時に費用の一部を先にお支払いいただくことで、おトクになるコースです。

この他にも一定の条件を満たす場合にご利用いただけるパッケージ型があります。

※審査によりお申込みの意に添えない場合がございます。遺言信託について、詳しくはパンフレットあるいは店頭にてお問合せください。

〈信託業務(併営業務)の締結代理または媒介のご案内〉

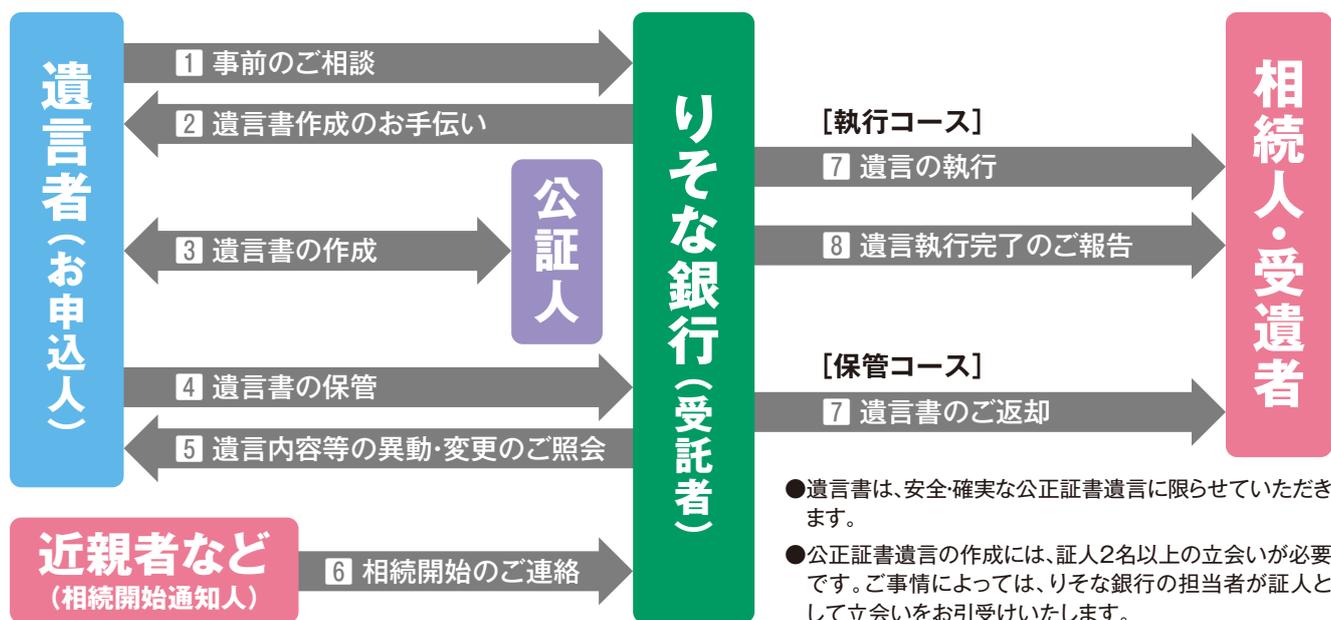
- 所属信託兼営金融機関：株式会社りそな銀行
- みなと銀行は、信託契約の締結の代理または媒介を行います。
- みなと銀行は、お客さまから当該信託契約に係る財産の預託を受けることはありません。

- みなと銀行は、所属信託兼営金融機関が複数あります。お客さまが締結しようとする信託契約についてお客さまが支払うべき信託報酬と、当該契約と同種の信託契約について上記以外の所属信託兼営金融機関に支払うべき信託報酬は異なる場合があります。

りそな銀行 信託代理店



# 遺言書作成のお手伝いから執行まで



## 遺言信託関連手数料

(2021年4月1日現在)

遺言信託では所定の手数料を申し受けます。詳細についてはパンフレット等にてご確認ください。

項目	金額(税込)
ご契約時 (取扱手数料)	220,000円から880,000円※ <sup>1</sup>
遺言書を保管している間 (年間保管料)	[毎年] 6,600円※ <sup>2</sup>
ご遺言の変更時 (変更手数料)	55,000円から110,000円※ <sup>1</sup>
万が一、途中でご解約される時 (精算費)(執行コースのみ)	165,000円※ <sup>2</sup>
ご遺言の執行時 (遺言執行報酬)	次の(1)の金額または(2)の金額のいずれか大きい金額 (1)遺言執行対象財産の相続税評価額を基準に所定の割合を乗じて計算した額の合計金額 (2)最低執行報酬 550,000円から1,100,000円※ <sup>1</sup>

たとえば財産額1億円(内 りそなグループ各銀行のお預り資産1,000万円)で一般型(オプションコース)をご契約の場合、遺言執行報酬は1,023,000円となります。

※<sup>1</sup> ご契約種類により異なります。

※<sup>2</sup> ご契約種類により不要になります。

※遺言書の保管のみ行うコース(保管コース)については、上記の「取扱手数料」および「年間保管料」をお支払いいただきます。また、遺言書を変更される場合は、ご遺言の「変更手数料」をお支払いいただきます。

※次に示すものを含む諸費用等は、別途お客さままたは相続財産にご負担いただけます。

●戸籍謄本等のお取り寄せ費用 ●遺言公正証書の作成に係る公証人手数料 ●不動産相続登記に係る登録免許税、司法書士手数料 ●預貯金等の残高証明書の発行手数料 ●相続税申告等に要する税理士報酬 等

◆遺言信託のご相談は「みなと銀行」へ

ご相談は無料です

最寄りの営業店へお問合せください。